## だい がい くにたちし しさくすいしんきょうぎかい 第20回 国立市しょうがいしゃ施策推進協議会

E ち ら 日 時	令和6帶(2024帶)7第23首(火)左後6時30勞~左後8時30勞
場が新	国立市役所 3階 第1・2会議室
意 <sup>だ</sup> 題	・前回の振り返り及び空頃首の最終確認     ・中間客笛 (
出席委員 (敬称略)	等島副会長、井上委員、大枝委員、「林委員、本多委員、丸山委員、当井委員、「「本委員、大枝委員、「林委員、本多委員、丸山委員、三井委員、「「本委員、「大枝委員、「新春委員」
事務局	東京を 長田しょうがいしゃ支援課長、関根係長、石川主査、岡田主査、山下主任、岩嵜 上野任、世形主任、松浦主事
<sup>ぼうちょう</sup> しゃ 傍 聴 者	9名

【寺島副会長】 皆様、こんばんは。お暑いところお集まりいただきまして、ありがとうございます。 皆様、こんばんは。お暑いところお集まりいただきまして、ありがとうございます。 本日は、綿会長が、新幹線の影響で来られないということで御欠席です。代わりに寺島が進行させていただきます。どうぞよろしくお願いします。

本日の出席状況ですけれども、先ほど申し上げましたように、綿会長、行定委員が欠席となります。それから、大枝委員は19時頃、途中参加の予定です。現在、直接参加9名、オンラインで側嶋委員1名、合計10名ですので、定足数に達しております。

ほんじっ さいしゅうび 本日は最終日ということで、ぜひまとめの議論をしていただければと 考 えております。

それでは、議題に従いまして、議論を進めていきたいと思います。まず、前回の振り返り及び全項目

さいしゅうかくにん
の最終確認となりますけれども、事務局からの御説明をお願いいたします。

しむきょく みなさま しむきょく きょう ねが 【事務局】 皆様、こんばんは。事務局でございます。今日もよろしくお願いいたします。

では、次第の2に進む前に、まず、お手元の資料の確認をお願いいたします。本日、6種類、お手元に資料が行っているかと思います。議事次第、資料1、第19回の議事録。資料2、第3次国立市しようがいしゃ計画(素案)【2024年7月23日版】です。次が、資料3、第3次国立市しようがいしゃ計画(素案)【2024年7月23日版】です。次が、資料3、第3次国立市しようがいしゃ計画(素案)に対する意見・質問及び回答一覧【2024年7月23日版】。資料4は、中間答申(案)ですが、皆様、お手元にございますか。印刷を並行して行っていた関係で、まず皆様の手元にと思いな渡しさせていただいているかと思うんですが、皆様お手元にございますでしょうか。大丈夫ですか。 おはに、資料5、審議スケジュール【2024年7月23日版】になります。以上、皆様、お手元に資料のではございませんね。

なお、本日配付しております資料1の議事録の確認につきましては、スケジュールの関係上、この関では省略させていただきたいと思います。通常ですと、この場で前回の議事録の修正等の確認をしていたかと思うんですけれども、今回につきましては、後日修正等がございましたら、事務局においただく形にさせていただければと思います。本日の会議の後でも構いません。おおむね2週間

程度お待ちいたしますので、その時点で確定とさせていただく 形 にしたいと思いますので、よろしく aが お願いいたします。

てもと ごじゅんび 続きまして、資料5、審議スケジュールをお手元に御準備ください。本日はこちら審議スケジュー ゅう かん しょ けいかくさくてい せんかい ふ かえ およ せんこうもく ルの中にも書いてありますとおり、次期計画策定⑧といたしまして、前回の振り返り及び全項目の さいしゅうかくにん てもと かのう みなさま 最終確認をさせていただければと思います。 可能であれば、 皆様のお手元にお配りしております資料 ぜんこうもく さいしゅうかくにん きっそく じかん かぎ ぜんかい ふ かえ およ ぜんこうもく さいしゅうかくにん うつでは早速、時間も限られていますので、前回の振り返り及び全項目の最終確認に移らせていただき まも てもと しりょう そあんおよ しりょう いけん しつもんおよ かいとういちらん ごじゅんび たいと思います。お手元の資料2、素案及び資料3の意見・質問及び回答一覧を御準備ください。 しゅうせいあんとう いこう かくていぶぶん のぞ 前回、5月16日に修正案等を出させていただいた以降、確定部分を除いた各項目に対する御意見等 ごいけん ごしつもんとう 度事務局から、いただきました御意見、御質問等をまとめまして、修正案といたしましてメールに添付 ぜんかい すいしんきょうじ てん しゅうせいあん し、送付させていただいたところでございます。前回の推進協時点で修正案としてお出ししており ました部分につきましては、6月21日までの 間 に特に御意見等はなかった項目につきましては、既に ほんぶんちゅう 本文中に溶け込ませております。

本日は、6月21日以降に御意見、御質問等いただきました部分につきまして、修正案といたしま あらた きさい して改めて記載させていただいておりますので、それらの項目につきまして、事務局より簡単に の説明させていただきたいと思います。

しりょう いけんいちらん こらん だいこうもく すべ こ とも せいちょう しえん ではまず、資料3の意見一覧を御覧ください。大項目、全ての子どもが共に成長できる支援の

ヒゅラヒシっ きょラル< レムニラ なか 充実・教育の振興の中の①フルインクルーシブ教育を目指してというパートでございます。

こちらにつきまして、6月20日に追加で事務局より修正案として出させていただいたものが、1 ページの下段に載っておりまして、その後、2ページを御覧ください。6月28日付で、事務局が21 日にお送りさせていただいた修正案に対しての御意見をいただいております。御意見いただいたものを、改めて我々のほうで修正案として作成させていただいたものが、7月19日に追加しております。文章でございます。

がった。 にちょういか ただきまして、意見2、令和6年7月22日に追加いただきました御意見について御説明をさせていただきます。

『しょうがいが表出していないため、理解されにくく、偏見を持たれやすく解消されにくいので、

「いかに立場や状況を一般の人に分かってもらえるか」が重要です。そこで、教育の重要性が考えられますが、児童のときから「精神の病というものがあって本人は大変苦しんでいる」ことを理解してもらうことが大切になります。まず、知識としてでも「理解」してもらうためには、当事者の苦しさを思いやれるよう、つまり、相手の立場に立って考えられるようにすることが、この目的、つまり、フルインクルーシブ教育の基本となります。教室の中にしょうがいを抱える児童がいてもいなくても、そのことを正しくはっきりと伝達して、「痛み・苦しみ」を共感してもらうことが、この教育の第一歩になると考えます。方向性での以下の記述について、上記で述べた基本的な考え方を加えていただけないでしょうか』という形で、改定要望といたしまして、原案、改定案という形で、黒くゴシックに下線が引いてある部分を追記してほしいといった御意見をいただいております。

まいねんとじっし あら がくえん せいとおよ きょういん たい じっし よてい こんご 毎年度実施しております。また、新たにNHK学園の生徒及び教員に対しても実施の予定で、今後は たいしょう かくだい 対象を拡大していきますという形で回答を書かせていただきました。

っっ 続きまして、4、情報アクセシビリティのパートに移ります。

【事務局】 それでは、大きい項目4、情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実につ

まず、前回の5月16日の協議会開催の際に、委員からの意見として1点宿題をいただいております。内容といたしましては、まず、資料3の7ページを御参照ください。もともと3月27日に委員のいけん。意見として、聴覚にしょうがいがある方の会議における受信のタイムラグであったり、伝えるタイミングを逸してしまう、また、手話通訳、資料の同時投影について御意見をいただいておりました。それに対して、5月16日に事務局からの文章の修正案という形で提示させていただいたところ、委員の意見全てが反映できていない、漏れているところがあるといった意見を追加でもらっております。その点につきまして、委員の方と改めて調整を行い、文章について検討を行いました。その内容が、資料3、7ページの修正後に書いてある文章になっております。

内容としましては、聴覚にしょうがいのある人が参加する会議等(オンラインを含む)では、資料を投影するなどして、資料と通訳者を同じ視界に入るようにするなどの工夫が必要である。また、聴覚にしょうがいのある人は、会議等において、資料と手話通訳を同時に見ながら話の内容を確認することができないため、情報の取得にタイムラグが出てしまい、伝えるタイミングを逸してしまうので、進行には配慮が必要である。この2つの文を、今回、素案の市民等の意見の欄に追加させていただい

ております。前回いただいた宿題としてはこの1点のみでございまして、ただ、その後、6月21日 いこう ついか いいん かた こいけん 以降に、追加で委員の方より御意見をいただいておりますので、こちらの部分について説明させていただきます。

資料3の8ページを御参照ください。委員の意見を紹介させていただきます。意見2でございます。 「オンライン(Zoom)で会議に出るときに、分かりやすい要約筆記を映してほしいです。 市民等の意見にのせてほしいです」といった意見をいただいております。

こちらの意見につきましては、もともと市民等の意見のところに、知的しょうがいのある人が参加する会議では、分かりやすい要約筆記が必要であることを広く知ってもらいたいといった市民等の意見を書かせていただいておりました。しかしながら、オンライン、Zoom会議、そういった観点が抜けておりましたので、今回、修正後の文章、「知的しょうがいのある人が参加する会議(オンラインを含む)では」という形で、オンラインという文章を追記させていただく修正をしております。意見2の修正については以上です。

②意思疎通支援の充実、質問1です。前々回の4月25日の協議会にて、「私が言いたいことが言えるには分かりやすい説明とドキドキしないことが必要です、わかりやすい説明をしてほしいです、ちゃんと話を聞いてほしいですと意見をしましたが、この意見はどうなりましたか」といった質問となっております。

こちらに対する回答でございますが、4月25日の協議会では、その補足説明といたしまして、相手にちゃんと聞いてもらえるという確信がないと、やっぱりなかなか意思疎通支援といっても難しいので、相手というか、自分の話を聞いてもらえるような姿勢を持ってほしいということです。意思疎通支援というのはそういうところも不可欠ですという補足の説明がございましたので、この点につきまして、市民等からの意見の中に、意思疎通支援のためには話を聞くという姿勢を持つことが大切といった文章を追記させていただき、前回、5月16日の協議会の中で御審議いただいたという流れとなっております。

ここまでで、大項目4、情報アクセシビリティの項目について説明を終わります。

【事務局】 続きまして、ちょっとページは飛ぶのですが、資料3の質問及び回答一覧の15ページになります。資料2の素案の該当ページでは、25ペーシの一番下の行から26ページに関わるところです。もともとは意見・質問及び回答一覧の13ページに、最初に、4月25日の意見として、事務局から「バスの乗車時、運転手の態度に不快な思いをしたことがある」ということで挙げさせていただいた箇所でありますけれども、めくって14ページ、6月10日に、意見4が出されたことに対して、「バスの乗車時などに、気持ちよく適切に助けてもらいたかった」という表現に変えておりました。それについて、15ページ、7月11日に、意見4に対する追加意見ということで、読ませていただきますけれども、「バスの乗車時などに、気持ちよく適切に助けてもらいたかった」という表現に変えておりました。それについて、15ページ、7月11日に、意見4に対する追加意見ということで、読ませていただきますけれども、「バスの乗車時などに、気持ちよく適切に助けてもらいたかった」という表現に変えておりました。

ようにするためにも、前の文章に戻していただきたい。なお、バスだけでなく、鉄道の乗降時において、同様に不快な思いをしたことがある」という意見が追加されたことを受けまして、事務局で再度 検討しまして、今回の修正案であります「バスや鉄道の運転手などの態度に不快な思いをしたことがある」と修正しておりまして、資料2の25ページー番下の行から26ページの一番上の行については、これを反映させた内容となっております。

がきまして、資料3の17ページになります。資料2の素案の部分では、発展とと同じ26ページの上から2行目のところです。7月5日に追加された意見として、「バスのチケットが欲しいです。バリアフリーになっていないところがあり困っています。チェックをしてほしいです。国立駅にホームドアをつけてほしいです」という意見が追加されているんですけれども、この意見5につきまして、事務局としての回答ですけれども、16ページの意見3と同様で、「市内のバスを安く利用できるようにしてほしい」を追加しておりますので、それに該当するかなということです。

あと、今回、7月5日に追加された意見5の②と③につきましては、課題のところで市民等からのいけん 意見として、「バリアフリー点検をしてきたが、まだまだ改善されていない箇所が多い」を入れており、また、方向性において「交通機関等のバリアフリー化をより一層推進する」並びに「公共交通機関をより利用しやすくするための対策について運行会社と連携し推進します」の部分に含まれていると考えますというのが、こちらからの御回答になります。

【事務局】 続きまして、大項目7、安全・安心な生活環境の整備の中項目②しょうがい特性に配慮

「はいうますので、内容を説明させていただきました。」

「はいうますので、内容を説明させていただきま

す。

いけん ごかくにん ないよう しょうかい 資料3の19ページを御確認ください。まず、意見6の内容を紹介させていただきますと、「無線の 訓練をいつも(ときどきじゃなくて)定期的にしてほしいです。市民等の意見に載せてほしいです」 といった追加の意見をいただいております。こちらの内容につきましては、上に書いてある意見2も、 ぼうさい むせんくんれん 同じく防災の無線訓練を定期的にしてほしいですといった内容となっております。防災の無線訓練に さいがいじ ぼうさいむせん せいじょう さどう かくにん へいじょうじ ほうそう つきましては、災害時に防災無線が正常に作動することを確認するために、平常時の放送として毎日 まいにち じはん こ みまも ほうそう へいじょうじ 実施しております。内容としましては、毎日2時半ぐらいに流れます子どもの見守り放送が、平常時の ぼうさいむ せん くんれん か ないよう ぼうさいむ せん くんれん 防災無線の訓練を兼ねている内容となっております。また、防災無線の訓練につきましては、定期的に ついき ふよう はんだん 既に実施している内容であるため、市民からの意見への追記は不要と判断しておりますので、その点 御了承いただきますよう、よろしくお願いいたします。

大項目7の②の防災のパートにつきましては、もう1点、追加で意見をいただいております。資料3
の21ページを御参照ください。御意見の中身を説明させていただきます。意見7「避難所の中でもわかりやすくしてほしいです。トイレの場所、ご飯の場所、充電の場所、避難者カードの書き方がわからないと困ります。心配です」といった意見をいただいております。こちらについては、災害時の情報提供として、素案の中に、方向性として記載させていただいていた箇所があるのですが、ただし、災害時の情報提供と言いましても、避難行動、また避難生活における情報、二通りあるかと思います。確かに避難生活における情報という言葉については、特段記載をしておりませんでしたので、こちらの御意見を基に、「避難行動及び避難生活にて必要となる適切な情報を」という形で記載を

じゅうせい 修正させていただいております。

たいこうもく ちゅうこうもく ぼうさい いじょう 大項目7、中項目②防災については以上となります。

とう しんこう ぶぶん ぶん かげいじゅつかつどう 【事務局】 では、8、文化芸術活動・スポーツ等の振興の部分に移らせていただきます。資料3の 29ページでございます。②しょうがいしゃスポーツおよびイベント等の振興のパートでございます。 ついか がつにち 令和6年7月5日に追加で御意見をいただいております。「ふれあいスポーツのつどいをやってほし しみ んそうごうたいいくかんよ やく いです。宝さがしとふれあいマラソンみんなに参加してほしいです。市民総合体育館予約の手続きが ごせつめい ぜんだん きましては、御説明のとおり、前段のふれあいスポーツのつどいにつきましては、28ページ、意見3 さんかきかい かくじゅう と同様で、スポーツの参加機会の拡充といった趣旨であると受け取らせていただきました。この趣旨 そあんほんぶん ほうこうせい なか った素案本文の方向性の中にある文書に含まれていると考えます。また、ふれあいスポーツのつどい かんれんしさく なか については、関連施策の中にも入れさせていただいている状況でございます。

後段の市民総合体育館予約の手続が難しいという意見につきましては、市内でのスポーツをする場の利用のしにくさが趣旨であると受け取らせていただきました。この趣旨は、既に案として入れております「市民等からは、市内でしょうがいしゃが気軽にスポーツをしやすい場所が少ない。様々な施設をもっと使いやすくしてほしい等の御意見が寄せられております」の部分に含まれていると考えておりますので、以上のような御回答とさせていただければと思います。

いじょう 以上、それぞれのパートに追加でいただいた御意見に対しての御説明をさせていただきました。こ れでお願いしたいと思います。

【寺島副会長】 どうもありがとうございました。6月21日までに提案された修正に関しては、特に問題のなかった部分についてはそのまま反映させていて、6月21日以降に関しては、本日、御説明をいただいたということですけれども、御意見をいただいた委員の皆様を中心に、この対応でよろしいかどうか御意見いただければと思いますけれども、どうでしょうか。

の丸山委員 意見というか、ちょっと確認をさせていただきたいと思うんですけれども、一番最初のフルインクルーシブの点ですが、1ページ、「地域でずっと暮してほしい。だから地域の学校に入れるようにしてほしい」というところで書いてありますけれども、ここの地域の学校というのは、市内の公立学校という意味で書かれているということでよろしいでしょうか。質問です。

しなります。 たいき がっこう たたし そうてい そうてい しない こうりつがっこう 【事務局】 地域の学校につきましては、私 どもが想定させていただいているのは、市内の公立学校、 いわゆる普通学校を想定しております。

【事務局】 側嶋委員からチャットが来ております。全員へ飛んでいるチャットなので皆さんもお読みいただけていると思うんですけれども、修正された原稿で私は結構です。御対応ありがとうございますと来ています。

いのうえいいん ぶんしょう 【井上委員】 文章、これでいいです。

てらしまふくかいちょう 【寺島副会長】 どうもありがとうございます。ほかの委員の皆様、よろしいでしょうか。

っき ちゅうかんとうしんあん ねが それでは、次に中間答申案についてお願いします。

しまきょく つづ しだい ちゅうかんとうしん あん こせつめい 【事務局】 では続きまして、次第の3、中間答申(案)について御説明をさせていただきます。

みなさま しりょう ちゅうかんとうしんあん こじゅんひ みなさま てもと 皆様、資料4、中間答申案を御準備ください。皆様、お手元にございますでしょうか。

また、先ほど御審議いただいて素案は全て確定いただきましたので、こちらにつきましては、資料4の24ページに施策の体系といたしまして、骨子、基本施策1、2、3という形で、これまで皆様に御審議いただいた大項目を基本方針という形で入れさせていただいていて、中項目がそこにぶら下がっている(1)(2)という形で施策の体系を入れさせていただきました。素案の全文につきましては26ページ以降の基本方針というところで全て表現させていただいている形になります。

中間答申案の構成といたしましては、今お伝えした24ページよりも前の項目については、近年の とうけいがいせい へんせん 法令改正の変遷とか、しょうがいのある人に関する統計データでございます。これまで御審議いただ いた基本方針以外の部分については事実に基づくものですので、御審議の 形 の内容のものではないん ですけれども、御質問がございましたら、また 改めてメールにてお寄せいただければと考えておりますので、内容を簡単に説明させていただければと思います。

まず、ページを開いていただいて、1ページに目次、構成内容という形で9項目入れさせていただきました。1が基本理念で、これも審議会の場で皆様からいただきましたもので作成したものになります。それをそのまま入れさせていただいております。

3ページが、「国立市しょうがいしゃ計画」の位置づけというところで、国立市におけるしょうがいしゃ計画と、しょうがい福祉計画、しょうがい児福祉計画ですが、この場でも1度見ていただいた数値 もくひょう ぶぶん 目標の部分です。これがそれぞれしょうがいしゃ計画というものと、あとはそのほか、市区町村ごとに、基本構想、基本計画といったものを作成しておりますので、ほかの関連計画との位置づけをこの図で表しております。

っっ くにたちし けいかく たいしょうきかん 続いて、4ページの3「国立市しょうがいしゃ計画」の対象期間といたしまして、しょうがいしゃ

けいかく けいかくき かん 計画のみならず、関連するような計画につきましては計画期間をこのような表で表しております。 ねんかん けいかくきかん しょうがいしゃ計画につきましては6年間の計画期間といたしまして、しょうがい福祉計画、しょう みなお がい児福祉計画につきましては、3年ごとに見直すといった形で作成させていただいております。 さくてい はいけい しゅし 続きまして、5ページになります。策定の背景と趣旨でございます。これまで国立においてしょう はいけい しゅし がいしゃ計画が策定されてきた背景、趣旨といったところを、6ページに簡単に変遷を、しょうがい 福祉の動向という 形 で図表で書かせていただいております。国の動きがメインにはなるんですけれど くにたちしだれ も、平成27年9月のところで、国立市誰もがあたりまえに暮すまちにするための「しょうがいしゃ じょうれい があたりまえに暮すまち宣言」の条例を施行したということで、これは国立市の動きになりますが、 れいわ ねん がつ あとは、ページをめくっていただいて、8ページの最後のところ、令和5年9月のところに、国立市

しゅわけんこじょうれいしこう か 手話言語条例施行と書かせていただいております。こちらは国立市の動きになっております。

続きまして、9ページでございます。計画におけるSDGsの取組として書かせていただいております。 ます。 国立市総合基本計画の中で基本構想に掲げた9つの施策ごとに、SDGsの17のゴールと関連ではく、であかり、という内容でございます。

11ページ以降につきましては、しょうがいのある人の状況といたしまして、身体障害者手帳 しょじしゃすう すいい の 所持者数の推移を載せております。

13ページが、愛の手帳所持者に関する推移等で、こちらも推移を入れさせていただくとともに、 でょうけん 横成比をグラフで表現させていただいております。

14ページが、精神障害者保健福祉手帳所持者に関する状況といたしまして、所持者数とその割合
かを書かせていただきました。

続いて、16ページになります。国立市における障害福祉サービスの利用状況といたしまして、 「はいっか。」

18ページは、障害福祉サービス事業者数ということで、令和6年7月時点、直近のデータのものを入れさせていただきました。これらの統計データの部分なんですけれども、前回、第2次のしょうがいしゃ計画のときにも、冊子を作るときに概要版として入れさせていただいている内容でございまして、単純に内容をブラッシュアップしたというところで、比較しやすいように、あえて同じものを入れている形にしております。

19ページは、実態調査でございます。しょうがいしゃ計画等策定に係る実態調査を昨年の9月、10月に実施させていただきましたけれども、そちらについての概要を書かせていただいております。 ちょうきたいしょうしゃ ちょうききかん かいとうじょうきょう かいとう がいよう 調査対象者と調査期間、回答状況、回答の概要といったところで、それぞれ設問ごとに入れさせていただいております。それが23ページまで。

24ページ以降につきましては、先ほど御説明させていただいた骨子及び素案の文章が続く構成で これがいこせつめい 今回御説明させていただきました。

雑駁ではございますが、以上となります。御質問等ございますでしょうか。この内容でお願いできればと思います。

てらしまふくかいちょう
【寺島副会長】 どうもありがとうございました。先ほど全項目を確定させていただいた部分が基本
ほうしん
方針になるわけですね。その前の部分は、統計資料であるとか、施策の概要とか、基本理念というこ

をで中間答申案が構成されているということでありますけれども、何かお気づきになった点だとか、 あるいは御質問だとかがありましたらお願いいたします。

たく こいけん ちゅうかんとうしんあん りょうかい 特に御意見がないようでしたら、中間答申案はこれで了解ということでよろしいでしょうか。 せきょく 事務局、どうぞ。

【事務局】 基本方針の部分は先ほど御審議いただいた部分でございますので、確定という形になっているかと思いますが、もし前半の統計データ等で、今日、先にお渡しできなかったというところもございますので、この数値はどういう意味なのかというような御質問がございましたら、こちらは私どもが知っている事実をお伝えする形で、いわゆる審議ではないので、いつでもお答えできますので、当時の表別に御質問等をお寄せいただければなと思います。おおむね2週間ぐらいの間、ただ、普通の事実であれば普通にお答えできますので、事務局にぜひ、今日分からなくても、お寄せいただければとと思います。

【寺島副会長】 ということで、御質問等があれば個別に事務局にお問合せいただくということで、 があれば個別に事務局にお問合せいただくということで、
がんじょう ちゅうかんとうあん しさくずいしんきょうぎかい ちゅうかんとうしん けってい けってい 現状は、この中間答案を施策推進協議会の中間答申として決定するということでよろしいでしょうか。

とく いそん 特に異存がなければそれで決定したいと思います。どうも、ありがとうございました。

1時間もたたないうちに終わってしまいましたけれども、事務局から、最後その他をよろしいでしょうか。

できょく あた かんたん ごせつめい かんたん こせつめい (事務局) この後のスケジュールについて簡単に御説明いたします。

いまう ひょう こらん ほんじつ ちゅうかんとうしん かだち けってい 資料5のスケジュール 表 をまた御覧ください。本日、中間答申という 形 で決定していただいて、 pt.bc 私 どもにいただいたこちらのしょうがいしゃ計画なんですけれども、一旦 私 どものほうで国立市し ょうがいしゃ計画 (素案) という形で受け取らせていただきます。ここには書いていないんですけれ いったん ちゅうかんとうしん しんぎかい じゃくしょないぶ ちょうぎ こほうこく ども、一旦、中間答申を審議会からいただきましたということを、市役所内部の庁議で御報告させて つうじょう いただいて意思決定させていただきます。素案につきましては、通常パブリックコメント等ももちろ くにたちし けいかく しぎかい そあん んやるものなんですけれども、国立市のほかの計画もルールがございまして、市議会に素案の段階で 一旦報告を、中間答申をいただきましたと報告させていただきます。それが、ちょうど8月、来月の がつ ちゅうじゅん ぎ か いほうこく ぎかい ふくしほけん 下旬から9月の中 旬 ぐらいまで、議会報告となっているものでございます。こちらで議会の福祉保険 みたさま 委員会というところで報告させていただいて、委員の皆様から、いろんな御意見ですとか質疑を受け て、この内容について事務局として、市としてお答えさせていただくような形になっております。 その後、この中間答申(素案)について、パブリックコメントといいまして、国立市のホームページ しゅん かたがた いけん しゅうかん げっ あいだ ほじゅう きまして、ほかの市民の方々からいろんな意見を、3週間から1か月ぐらいの間の募集をするとい がつ ちゅうじゅん はや う流れになっております。ですので、おおむねそれが早くて9月の中旬ぐらいから10月の頭ぐら いまでにかけてやらせていただく形になりますので、その結果を私どもで取りまとめさせていただ いちばんさいご 変えようかとか、もしくはそのままにするかというところを、一番最後に、この協議会で御審議いた 71つよう だくことが必要になってきます。

<sup>こんで</sup> 今後のスケジュールにつきましては以上でございます。

てらしまふくかいちょう 【寺島副会長】 ほかにありますか。

【事務局】 中間答申としては、これで以上となります。またこちらから日程調整の御連絡をさせていただきますので、それを御覧いただければと思います。

てらしまふくかいちょう
【寺島副会長】 それでは、ちょっと早いですけれども、長期間にわたりまして積極的な熱い議論を
いただきまして本当にありがとうございました。おかげで中間報告ができました。

では、まだもう1回あるかもしれませんけれども、今回の推進協議会は終了ということになります。 どうもありがとうございました。